

寒波・雪害対策の概要

平成17年12月28日

平成17年12月上旬以降の日本各地の低温に伴う寒波・雪害について、以下の施策を早急に検討し、必要に応じ、迅速・適切に対応する。

(1) ライフライン確保

道路交通の確保
輸送の安全の確保
緊急の輸送対策
停電発生時の復旧対策等の電力会社への要請

(2) 生活支援

医療・福祉サービス等の確保
生鮮食料品等の供給円滑化・価格安定対策
石油製品の安定確保
雪下ろしに伴う雪捨て場の確保等

(3) 農林漁業者支援

ハウス栽培、森林等の農林水産関係被害の緊急調査と応急対応
燃油、飼料等農林水産業生産資材の確保
農林漁業者の資金対策

(4) 中小企業者・自営業者支援

中小企業者・自営業者に対する経営相談窓口でのきめ細かい対応
中小企業者・自営業者の資金需要に対する対応

(5) 地方公共団体の講ずる措置への支援

道路等の除排雪作業経費に対する特別交付税措置、道府県への補助金の緊急配分及び市町村道除雪費補助の検討
学校施設の雪害による被害の復旧に要する費用の補助

(6) 事故防止

事故防止に係る注意喚起のための広報啓発
貨物船からの木材流出事故、海難事故への対応

(7) 災害発生時の備え

防災気象情報の的確な提供
雪崩対策(周知、点検等)
災害即応態勢の確立
地方公共団体との連絡体制の強化
雪害状況現地調査の実施
通信・放送の確保等の要請
自衛隊の災害派遣

(8) 被災者対策

災害救助法の適用の検討

(9) その他

フォローアップと今後明らかとなる被害等への対応